

TOPICS

■保険料の軽減措置

その①：低所得世帯の方は

保険料の「均等割額」が世帯の所得水準によって7割、5割、2割軽減されます。

軽減割合	被保険者および世帯主の総所得金額が下記の方が対象になります
7割	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯
5割	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(世帯主は除く)」を超えない世帯
2割	「基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

※基礎控除額は、税制改正などで変更になることがあります。

その②：会社の健康保険などの被扶養者だった方は

●平成20年4月～9月までは保険料が免除され、平成20年10月～平成21年3月までは、均等割額が9割軽減されます。

●被保険者になった月から数えて2年間は均等割額が8割軽減されます。

※「所得割額」は課されません。

■公的年金等所得の早見表

年齢区分	公的年金等収入金額(A)	公的年金等所得金額
昭和18年1月1日以前に生まれた人	～3,299,999	A - 1,200,000
	3,300,000～4,099,999	A×75%- 375,000
	4,100,000～7,699,999	A×85%- 785,000
昭和18年1月2日以後に生まれた人	7,700,000～	A×95%- 1,555,000
	～1,299,999	A - 700,000
	1,300,000～4,099,999	A×75%- 375,000
	4,100,000～7,699,999	A×85%- 785,000
	7,700,000～	A×95%- 1,555,000

健康ながはま21(案)にご意見を

合併後の新市における健康増進計画「健康ながはま21(案)」を策定しましたので、みなさんのご意見をお聞かせください。

この計画は、乳幼児から高齢者までの市民一人ひとりがその年代に応じた健康づくりを展開していくための指針となるものです。今回の計画は平成18年度の暫定計画を基本に、各評価指標の現状を確認し、国や県の動きや新しい考え方を取り入れ、目標や評価指標を定めます。

具体的には8つの分野に分けて目標と評価指標を設定し、取り組みます。達成状況については、平成24年度に評価を行います。

★8つの分野の目標

- ①食生活分野：楽しみながら自分にあった食事ができる
- ②身体活動・運動分野：仲間と楽しく身体を動かす
- ③喫煙分野：喫煙の害から健康を守る
- ④飲酒分野：飲酒の害から健康を守る
- ⑤心・休養分野：心豊かに自分らしい生活をする
- ⑥歯科分野：歯つらつと生きる
- ⑦健康管理・病気の管理の分野：自分にあった健康管理ができる
- ⑧認知症分野：認知症を予防する



前回の健康増進計画を策定した際に、「認知症を予防する」ための具体的な取り組みとして始まった「ジーバーぽこぽこ」の活動が、内閣府の「社会参加章」を受賞されました。同グループは、小学校等で、子どもたちに絵本の読み聞かせを行っておられます。

【資料の閲覧場所】健康推進課、各支所市民福祉課、長浜市ホームページ

【意見の提出方法】住所・氏名・連絡先電話番号を明記の上、窓口を持参・郵送・FAXまたはEメールで下記までご提出ください。様式は自由です。

【提出・お問合せ先】〒526-0031八幡東町632 長浜市健康推進課(☎657779)
Eメールkenkou@city.nagahama.shiga.jp

TOPICS

11月26日に行われた後期高齢者医療広域連合議会で、平成20年度の保険料の計算方法が決定しましたのでお知らせします。

■保険料の支払い
後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人ひとりが納めることとなります。これまで保険料を納付していなかった会社の健康保険などの被扶養者の方も、原則として保険料を納めることとなります。ただし、経過措置が設けられました。詳しくは、次ページの保険料の軽減措置その②を参照してください。

■保険料の納め方
年額18万円以上の年金を受取っておられる場合には、年金から保険料が天引きされます(特別徴収)。それ以外の場合は、納付書または口座振替で納めていただくこととなります(普通徴収)。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は天引きの対象になりません。

●保険料の計算方法

保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

均等割額
38,175円

+

所得割額
年間総所得額 - 基礎控除額33万円
×6.85%

=

保険料

均等割額は、全員が同じ額ですが、所得の低い方などについては軽減措置があります。(※次ページ表参照)

年金収入だけで生活されている世帯の年間総所得額は、公的年金等収入金額から控除額を差し引いた金額となります。(※次ページ所得の早見表参照)

保険料の賦課限度額は被保険者一人当たり年50万円です。

標準的な年金生活家庭の計算例で、実際に保険料がいくらぐらいになるのかを見てみましょう

高齢者1人暮らし(75歳以上の方)

収入 208万円 (厚生年金)

収入 79万円 (国民年金)

均等割	所得割	合計(年額)
38,175円	37,675円	75,850円

均等割	所得割	合計(年額)
11,452円	0円	11,452円

※均等割額が7割軽減されています。

夫婦2人暮らし(2人とも75歳以上の方)

収入 世帯主：208万円(厚生年金)
配偶者：79万円(国民年金)

	均等割	所得割	合計(年額)
夫	30,540円	37,675円	68,215円
妻	30,540円	0円	30,540円
計	61,080円	37,675円	98,755円

※均等割額が2割軽減されています。

収入 世帯主：79万円(国民年金)
配偶者：79万円(国民年金)

	均等割	所得割	合計(年額)
夫	11,452円	0円	11,452円
妻	11,452円	0円	11,452円
計	22,904円	0円	22,904円

※均等割額が7割軽減されています。

後期高齢者医療制度の保険料の計算方法が決定しました

お問合せは、滋賀県後期高齢者医療広域連合(☎077-5213013)または保険医療課(☎6527)へ。